

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成26年12月1日提出

芦屋市長 山 中 健

記

平成26年度芦屋市一般会計補正予算（第3号）

処分理由

11月21日の衆議院の解散に伴い総選挙（12月2日公示，12月14日投票）が実施されることとなったため、これに要する予算を補正する必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、専決処分したものの。

専決第5号

平成26年度芦屋市一般会計補正予算（第3号）

別紙のように、平成26年度芦屋市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年11月21日

芦屋市長 山 中 健

## 平成26年度芦屋市一般会計補正予算（第3号）

平成26年度芦屋市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,804千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,094,504千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳 入

### 歳 入

款	項
23 県支出金	
	03 県委託金
歳 入	合 計

### 歳 出

款	項
02 総務費	
	04 選挙費
歳 出	合 計

## 歳 出 予 算 補 正

補正前の額	補 正 額	計
千円 1, 647, 154	千円 30, 804	千円 1, 677, 958
201, 425	30, 804	232, 229
43, 063, 700	30, 804	43, 094, 504

補正前の額	補 正 額	計
千円 5, 142, 961	千円 30, 804	千円 5, 173, 765
46, 053	30, 804	76, 857
43, 063, 700	30, 804	43, 094, 504

# 歳入歳出補正予算

## 1 総括表 歳入

款	補正前の額
23 県支出金	1,647,154 千円
歳入合計	43,063,700

## 歳出

款	補正前の額	補正額
02 総務費	5,142,961 千円	30,804 千円
歳出合計	43,063,700	30,804

# 事項別明細書

補正額	計
30,804 千円	1,677,958 千円
30,804	43,094,504

計	補正額の財源内訳			
	特定 国県支出金	地方債	その他	一般財源
5,173,765 千円	30,804 千円			
43,094,504	30,804			

## 2 歳 入

(款) 23 県支出金

(項) 03 県委託金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節	
				区 分	
02 総務費委託金	184,939	30,804	215,743	04 選挙費委託金	
計	201,425	30,804	232,229		

金額 千円	説 明	
	30,804	□衆議院議員総選挙事務費市町交付金追加

## 3 歳 出

(款) 02 総務費

(項) 04 選挙費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	財 源 内 訳 千円	節	
					区 分	
07 衆議院議員選挙費	0	30,804	30,804	県委託金 30,804	01 報酬	
					03 職員手当等	
					07 賃金	
					08 報償費	
					09 旅費	
					11 需用費	
					12 役務費	
					13 委託料	
					14 使用料及び賃借料	
					18 備品購入費	
計	46,053	30,804	76,857	30,804		

節			説 明
金額 千円	細 節	金額 千円	
1,745	03 非常勤職員報酬	1,745	□衆議院議員総選挙に要する経費追加
440			
1,553	01 臨時職員賃金	1,553	
9,588	01 報償金	9,588	
6	01 普通旅費	5	
	03 費用弁償	1	
977	01 消耗品費	417	
	02 食糧費	450	
	03 印刷製本費	90	
	10 物品補修費	20	
4,718	01 電信電話料	42	
	02 郵便料	4,626	
	03 手数料	30	
	07 保険料	20	
10,529	03 業務委託料	10,529	
535	02 車両借上料	203	
	04 施設機械借上料	332	
713	01 庁用器具費	713	